

指定物質一覧（水質汚濁防止法施行令第3条の3関係）

（R5.2.1 現在）

	指定物質名
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-ターシャリ-ブチルエーテル（別名 MTBE）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又は DDVP）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト （別名オキシデプロホス又は ESP）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル （別名フェノブカルブ又は BPMC）
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド （別名プロピザミド）

	指定物質名
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又は TPN）
33	チオリン酸 0,0-ジメチル-0-（3-メチル-4-ニトロフェニル） （別名フェニトロチオン又は MEP）
34	チオリン酸 S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又は IBP）
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
36	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル） （別名ダイアジノン）
37	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-（5-フェニル-3-イソオキサゾリル） （別名イソキサチオン）
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル （別名クロルニトロフェン又は CNP）
39	チオリン酸 0,0-ジエチル-0-（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル） （別名クロルピリホス）
40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
41	エチル=（Z）-3- [N-ベンジル-N- [[メチル（1-メチルチオエチリデンアミノオキシカル ボニル） アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート （別名アラニカルブ）
42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデ ン （別名クロルデン）
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 3.7] デカン （別名ヘキサメチレンテトラミン）
57	アニリン

	指定物質名	
58	ペルフルオロオクタン酸（別名 PF0A）及びその塩	※
59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PF0S）及びその塩	
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	

※ PF0S 等の指定物質にあたっては、環境省 事務連絡「PF0S 等含有消火剤の使用に伴う PF0S 等排出時における関係地方公共団体への情報提供について（協力依頼）：

<https://www.env.go.jp/content/000108786.pdf>」についてもご参照ください。